

大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障がいのある作家の社会参加を推進するため、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施要領（令和8年3月17日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、県内在住の障がいのある作家が制作した作品や作品のデザインを取り入れたグッズを大分県のふるさと納税の返礼品として登録・発送するほか、県公式ECサイト「おんせん県おおいた公式オンラインショップ」における商品登録・発送を中間支援し円滑化するために要する経費の一部に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「作家」とは、大分県内に在住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、創作活動に取り組む者をいう。

2 この要綱において、「ふるさと納税」とは、ふるさと寄附金制度による地方自治体への寄附により所得税・個人住民税が一定上限まで控除される地方税法に定める税制上の措置を指す。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 収支予算の積算根拠となる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第22

6号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係

る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（11）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に影響を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

（1）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）

（2）補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）ただし、補助金の額の減額であり、事業の実績によるもので、内容に一切の変更がない場合は軽微の変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（1）事業実績書（第11号様式）

（2）収支精算書（第12号様式）

（3）契約書又は見積書の写し

（4）領収書又は請求書の写し

- (5) 財産管理台帳の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和8年度の予算に係る大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	科目	補助対象経費の内容	補助率	補助上限額
職員人件費	賃金	本事業を実施するにあたり必要な常勤及び非常勤の従業員の賃金	10/10	3,000,000円 ただし、補助対象経費から仲介手数料を除いた額の範囲とする
職員共済費	共済費	本事業を実施するにあたり必要な常勤及び非常勤の従業員の共済費		
店舗倉庫等借損料	使用料	本事業実施のため作家から一時収集した作品やグッズの保管に要する施設等の借上に要する経費		
旅費	旅費	作家からの作品収集等のため従業員が移動に要した経費（※）		
交通費	使用料	作家からの作品収集等のため従業員が高速道路等の使用に要した経費		
振込手数料	手数料	販売実績に伴う作家への代金支払を行う際の銀行口座への振込手数料		
事務用具費	需用費	本事業を実施するにあたり必要な文具等事務物品の購入費		

- ・賃金については、賃金台帳等により、当該従業員への支払いが分かる資料を求める
- ・従業員が他の事業・業務と兼務する場合は、賃金の按分等を行うことで補助対象経費として計上することは可能とし、その場合按分内容が分かる資料を別途求める
- ・旅費については、旅費規程等が整備され、その規程に基づく支出を対象とする

注意）以下の経費は補助対象外経費となる

- ・交付決定以前に着手（契約・発注）した経費
- ・租税公課（消費税を除く）
- ・国の助成金等、他の補助事業で採択されたもの
- ・領収書等の証憑書類により申請者が支払ったことを明確にできない経費
- ・当該事業に直接関わりのない経費や社会通念上適切でない経費

第1号様式（第4条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年度において、下記のとおり大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業完了予定年月日

年 月 日

3. 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 収支予算の積算根拠となる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 企業等の概要

法人名	
法人所在地	
業種及び主たる事業内容	

2 補助事業内容

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施体制	(事業所や従業員配置等の事業運営体制、作品等の物流に関するフローを記載)
事業内容	(取り扱う作家の候補及び点数、仲介手数料、スケジュールを具体的に記載)

3 内容の誓約

	本事業計画書に記載されている内容について、真実であり虚偽のないことをここに誓約いたします。
--	---

第3号様式（第4条関係）

収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金		補助対象経費から、仲介手数料を控除した額かつ上限3,000千円
仲介手数料		
その他		
計	0	

2 支出

項目	予算額	備考
計	0	

- ・ 補助対象経費のみ記載すること。
- ・ 変更承認申請の場合は、予算額を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること

第4号様式（第4条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

所在地

法人名（ふりがな）

代表者氏名（ふりがな）

代表者生年月日

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第5条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代表者職・氏名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業について、下記のとおり変更した
いので大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要綱第5条第1
項第1号の規定により申請します。

記

1 補助金額

変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

3 事業完了予定年月日

（変更しない場合は記入不要）

変更前

変更後

4 添付書類

（1）事業計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式） ※変更がある場合のみ

（3）見積書 ※変更がある場合のみ

第6号様式（第5条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業について、下記のとおり（中止・
廃止）したいので承認されるよう、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業
費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 中止・廃止の理由

2 中止の期間（廃止の期日）

3 中止・廃止後の措置

第7号様式（第5条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

法人名
法人所在地
代表者職・氏名
担当者
電話番号
E-mail アドレス

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金にかかる消費税等仕入控除
額が確定したので、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要
綱第5条第1項第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円①
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円②
- 4 補助金返還相当額
金 円 (② - ①)
- 5 その他
 - (1) 別紙集計表を添付すること
 - (2) 消費税等確定申告書の写し及びその添付資料
 - (3) その他参考書類

第7号様式（第5条関係）別紙

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

(単位：円)

仕入に係る消費税額及び 地方消費税 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除額 (A) × (B)	備考

- 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式（第6条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費
金 円
- 2 補助金の交付決定額
金 円
- 3 補助条件
別紙のとおり

第9号様式（第9条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

法人名
法人所在地
代表者職・氏名
担当者
電話番号
E-mail アドレス

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金 円について、
下記の金額を（精算払・概算払）の方法により交付されるよう、大分県障がい者芸術
ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

(単位：円)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了 (予定) 日	備考

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

第10号様式（第10条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金に係る事業実績について、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 財産管理台帳の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

第11号様式（第10条関係）

事業実績書

1 企業等の概要

法人名	
法人所在地	
業種及び主たる事業内容	

2 補助事業内容

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施体制	(事業所や従業員配置等の事業運営体制、作品等の物流に関するフローを記載)
事業内容	(取り扱った作家の及び点数、仲介手数料、作業日程等を具体的に記載)

第12号様式（第10条関係）

収支精算書

1 収入

項目	精算額	予算額	差額	備考
県費補助金			0	補助対象経費から、仲介手数料を控除した額かつ上限3,000千円
仲介手数料			0	
その他			0	
計	0	0	0	

2 支出

項目	精算額	予算額	差額	備考
			0	
			0	
			0	
			0	
計	0	0	0	

・補助対象経費のみ記載すること。

・変更承認申請の場合は、予算額を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること

第13号様式（第11条関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税中間支援事業費補助金額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県障がい者芸術ふるさと
納税中間支援事業費補助金実績報告書に基づき 年 月 日付け
第 号による交付決定通知に係る補助金の額金 円については、金
円に確定したので大分県障がい者芸術ふるさと納税中間支援事業費補助金交付要綱第
11条の規定により通知します。